東北工業大学大学企画室運営規程

（趣旨）

第１条　この規程は、東北工業大学（以下「本学」という。）大学企画室の運営について定める。

（目的）

第２条　大学企画室は、大学運営に関する情報を広く収集・分析し、自己点検・評価を行い、それらの結果を踏まえた改善のための諸施策を提言するとともに、教学運営に係る計画の策定、意思決定等を支援し、もって本学の戦略的な大学運営に資することを目的とする。

（所掌業務）

第３条　大学企画室は、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を所掌する。

（１）　大学運営に関する情報の収集・分析業務

ア　教育研究、組織運営、学生の学修成果等に関する情報収集及び各種調査の企画調整

イ　分析結果の提供を通じた意思決定支援

ウ　IRに関する大学間連携事業への参画

エ　大学全体の基礎統計資料（FACT BOOK）の作成

オ　定型分析レポート作成

（２）　前号により収集した情報及び分析結果に基づく大学評価業務

ア　大学評価に係る委員会の運営

イ　自己点検評価報告書の作成

ウ　認証評価機関との連絡調整及び認証評価受審に係る書類の作成

エ　評価における指摘事項及び改善事項の対応状況管理

オ　教学部門の中期計画及び各部門の年次計画の達成状況の評価

（３）　前２号の分析及び評価の結果に基づく企画立案業務

ア　教学部門の中期目標及び中期計画の策定

イ　教学部門の年次計画書及び年次報告書の作成

ウ　大学運営の改善のための諸施策の企画立案及び学長への提言

（４）　前各号に関連する業務

（事務）

第４条　この規程に関する事務は、大学企画室が行う。

（改廃）

第５条　この規程の改廃は、常任理事会の議決を経て行うものとする。

附　則

１　この規程は、平成31年４月１日から施行する。

２　この規程の施行により、「東北工業大学学長室内規」並びに「東北工業大学学長室情報管理・利用内規」は廃止する。

附　則

この規程は、令和２年４月１日から改正施行する。

附　則

この規程は、令和４年４月１日から改正施行する。

附　則

この規程は、令和７年４月１日から改正施行する。